



平成24年5月24日

各 位

会 社 名 大和小田急建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金久保 篤司  
(コード番号 1834 東証第一部)  
問合せ先 経営管理本部 柴田 昭良  
総務人事部長  
(TEL. 03-3376-3101)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成24年6月27日開催予定の第74回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、事業目的を追加するものであります。(第2条)
- (2) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役および社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(第24条、第29条)  
なお、第24条の新設に関しましては各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 土木・建築工事の請負	(1) (現行どおり)
(2) 土木・建築工事の調査、企画、診断、測量、施工、設計、監理、マネジメントおよびコンサルティング	(2) (現行どおり)
(3) 鉄道、道路、公園、上下水道等の公共施設ならびにこれに準じる施設の設計、施工および維持管理	(3) (現行どおり)
(新設)	<u>(4) 地域開発、都市開発等に関する調査、企画、設計、監理、マネジメントおよびコンサルティング</u>

現 行 定 款	変 更 案
(4) 土壌の調査・浄化工事の請負およびコンサルティング (新設) (新設)	(5) (現行どおり) <u>(6) 水処理装置の設計、製作、販売、設置工事</u> <u>(7) 水道供給事業および運営管理</u>
(5) 廃棄物の収集、運搬および処分 (6) コンクリート製品の製造および販売 (7) 土木・建築用資材、建設機械、事務機器、パソコンおよび周辺機器の賃貸ならびに販売 (新設) (新設)	(8) (現行どおり) (9) (現行どおり) (10) (現行どおり) <u>(11) 電気・電子・通信設備および機器の販売</u> <u>(12) 防災・安全に関する設備機器の販売および施工</u>
(8) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、鑑定およびコンサルティング (9) 貨物自動車運送事業 (10) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務 (11) 労働者派遣事業 (新設)	(13) (現行どおり) (14) (現行どおり) (15) (現行どおり) <u>(16) (現行どおり)</u> <u>(17) インターネット等のネットワークを利用した商取引</u> (18) (現行どおり)
(12) 前各号に付帯関連する一切の業務  第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役および取締役会 <u>(社外取締役の責任限定契約)</u> <u>第24条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会 <u>第24条～第27条 (条文省略)</u> (新設)	第5章 監査役および監査役会 <u>第25条～第28条 (現行どおり)</u> <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第29条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>
<u>第28条～第30条 (条文省略)</u>	<u>第30条～第32条 (現行どおり)</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成24年6月27日(水曜日) 予定

定款変更の効力発生日

平成24年6月27日(水曜日) 予定

以 上